

夏の生活スタイル変革に向けた全府省共通の取組事項

平成27年4月24日
内閣官房

国家公務員の夏の生活スタイル変革実現のため、各府省等におかれては、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)及び「国家公務員における『夏の生活スタイル変革』(朝型勤務と早期退庁の勧奨)の実施方針」(平成27年3月27日内閣人事局公表)を踏まえつつ、以下の徹底をお願いしたい。

1 20時までの消灯の励行

期間中(7、8月)の毎週水曜日の全省庁一斉定時退庁日には、本府省等(霞が関等)において、遅くとも20時までの庁舎消灯を励行する。

2 政務等による各フロア巡回の励行

各府省等の政務等の幹部は、率先垂範して定時退庁を行うとともに、庁内の各フロア巡回等により職員の早期退庁を促す。

3 16時15分以降の会議、発注、待機の禁止

期間中(7、8月)は、16時15分以降に原則として会議を行わない。また、作業・調査依頼や法令・閣議決定等の協議について、16時15分以降の依頼や、超過勤務を前提とした短期間の締切設定を禁じる。したがって、16時15分以降の待機は原則として行わない。

4 会計検査院の实地検査

期間中(7、8月)の会計検査院の实地検査については、原則として16時15分までに終了するように会計検査院に協力を要請する。この際、実質的な検査時間を確保しつつ、従前よりも検査開始時刻を早めるなどして対応する。

5 概算要求等に伴う作業の見直し

概算要求関連調書の提出期限(例年8月末～9月上旬)について、過半を9月末まで延長する。決算書作成関連調書(例年7月)については、一部を6月又は9月中提出に変更する。また、これら調書の簡素化について検討する。

6 機構・定員要求等に伴う作業の見直し

機構・定員要求等の関係資料(例年8月末～9月上旬に提出)の過半について、提出期限の延長、廃止・簡素化等を行うことを検討する。

7 官庁訪問(採用活動)終了時刻の前倒し

官庁訪問(8月に実施)における就職希望者の面接の終了時刻(22時)をできる限り前倒しするよう取り組む。

8 作業・調査の重複排除

期間中に限らず、今後、各府省が多数の府省に作業・調査を依頼する場合には、必要最低限のものとし、適切な作業期間を設けるとともに、事前に内閣官房副長官補室に依頼内容を登録する。内閣官房副長官補室は、既存作業・調査との重複等の観点から問題点があれば指摘する。